

—愛媛県教育委員会特定事業主行動計画—



令和7年3月  
愛媛県教育委員会

## 目 次

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の期間	2
4	実施体制	2
5	計画内容	
(1)	制度を知るために	3
(2)	妊娠中及び出産後における教職員の健康を守るために	5
(3)	男性教職員の育児参画を促進するために	6
(4)	育児休業・育児短時間勤務を活用しやすく職場復帰しやすい 環境を整えるために	10
(5)	女性教職員の活躍を推進するために	13
(6)	多忙化の解消に向けて	16
(7)	休暇の取得促進のために	20
(8)	不妊治療を受けやすい環境を整えるために	23
(9)	人事異動にかかる配慮	24
(10)	勤務時間等に関する子育て支援制度	24
(11)	その他	25

# 1 計画策定の背景

急速な少子化の進行を背景に、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」（平成27年3月までの時限立法）が制定され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会づくりを目指した取組を行うこととなりました。

また、平成27年には、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月まで延長されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（令和8年3月までの時限立法）が制定され、男女の人権が尊重され、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するための取組を進めていくこととなりました。

これらを受け、本県教育委員会においても特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポートプログラム」（前期計画：平成27年度～令和2年度）及び女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進プログラム」（前期計画：平成28年度～令和2年度）を策定し、令和3年度には、子育て支援と女性教職員の活躍推進に一体的に取り組むため、2つの特定事業主行動計画を統合し、「子育て・女性活躍サポートプログラム」として、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする後期計画を策定し、その実現に取り組んできたところであり、様々な取組の結果、男性教職員の育児休業取得率や女性役付教職員割合は年々増加傾向にあるなど、一定の成果を上げています。

こうした中、男女ともに仕事と育児等の家庭生活を両立できる「共働き・子育て」社会の実現に向けては、子育ての意義・喜びを理解し、出生後も相互協力しながら積極的に育児参画していくために必要な期間の育児休業等の取得促進や、超過勤務の縮減・適正化、業務効率化等の職場環境の整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、今般、少子化への対策や仕事と子育てを両立できる社会実現に向けた取組の一層の充実を図るため次世代育成支援対策推進法の有効期限がさらに10年間延長されたことも踏まえ、新たな特定事業主行動計画「子育て・女性活躍サポートプログラム」を策定し、より一層教職員が子どもたちを健やかに育成できる環境づくりを進めるとともに、女性教職員の個性と能力が十分に発揮できる職場づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に努めていくこととしました。

# 2 計画の目的

子育て支援については、子育て中の教職員の現状や意見を踏まえつつ、教職員が高いモチベーションを維持しながら、仕事と子育ての両立を図ることができること、女性教職員の活躍に向けては、女性の採用状況や登用状況についても分析した上で、全ての女性教職員がその個性と能力を十分に発揮できること、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、仕事の質を維持しながら長時間労働を抑制することを目指して、本計画を策定しており、教職員の意識改革や職場の環境づくりなど更なる取組を進めていくこととしています。

なお、この計画は、教育委員会事務局と県立及び市町立学校の教職員を対象としており、事務局または学校現場の事情等を考慮すべき箇所については、「事務局における取組」または「県立学校（及び市町立学校）における取組」という項目を設け、それぞれの特异性に対応した内容にしています。

### 3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたため、今回策定する計画は、その前半期間である令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を計画期間としています。

なお、計画に掲げている数値目標は、最終年度である令和11年度の達成目標としていますが、必要に応じて適宜見直しを行います。

### 4 実施体制

#### (1) 対象者

県教育委員会事務局（学校以外の教育機関を含む。以下「事務局」という。）の職員（充て指導主事を含む。）及び県立学校の教職員並びに事務局・県立学校の任期付採用職員及び会計年度任用職員等の非常勤職員を対象とします。

※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として定める「5（2）妊娠中及び出産後における教職員の健康を守るために、（3）男性教職員の育児参画を促進するために、（4）育児休業・育児短時間勤務を活用しやすく職場復帰しやすい環境を整えるために、（5）女性教職員の活躍を推進するために」に掲げる成果目標及び取組については、県教育委員会に任命権のある市町立学校の県費負担教職員、任期付採用職員及び会計年度任用職員等の非常勤職員を含む。

#### (2) 主体となる教職員

この計画に掲げる目標を達成していくためには、「誰が」「何を」するかをはっきりさせておく必要があります。

具体的には、以下のように区分して表記していますので、本庁、教育事務所、総合教育センター、教育機関（学校を除く。）及び公立学校などそれぞれの職場事情に違いがあっても、職場の状況に応じて積極的に取り組みましょう。

- ◇ 管理部門 （主として制度所管課）
  - 事務局：教育総務課
  - 県立学校：高校教育課
  - 市町立学校：義務教育課
- ◇ 市町管理部門 （市町教育委員会の制度担当部署）

- ◇ 管理職 (各職場の管理職(校長、教頭及び事務長を含む。))
- ◇ 対象教職員
- ◇ 周囲の教職員 (対象教職員と同じ職場に勤務する教職員(管理職を除く。))
- ◇ 全教職員

(注) 事務局職員のみにかかる内容の場合、本文中では「教職員」を「職員」と表記しています。

### (3) 実施状況の把握及び公表

管理部門は、毎年度、計画の実施状況を把握し、県教育委員会のホームページ等で公表します。

## 5 計画内容

### (1) 制度を知るために



男女を問わず、子育てや介護を行う教職員の仕事との両立に係る負担を少しでも軽減するためには、出産や育児、介護を支援する各種制度を十分理解して、教職員一人ひとりの家庭事情等に合った制度を活用することが大切です。

現在、庁内 LAN (県立学校教職員には ES-net 内の教育委員会 HP) に、本計画及び子育て等のための各種制度を分かりやすくまとめた「仕事と子育て・介護の両立支援ガイド」(以下「ガイド」という。)を掲載し、制度の周知に努めていますが、引き続き、教職員に制度を知ってもらうための取組が必要です。

### ア 教職員への制度の周知

- **管理部門**  
教職員が子育てや介護に関する各種制度の情報を容易に入手し、一人ひとりに合った制度を活用できるよう、管理部門はガイドの掲載内容の充実に努めるとともに、本計画やガイドを活用した研修を実施するなど、各種制度を周知します。
- **管理職**  
管理職は、まず自らが本計画やガイドの内容を熟知するよう努めるとともに、職場研修や教職員との面談などの機会を活用し、教職員へ周知しましょう。

### イ 職場と教職員の意識改革

- **管理部門**  
管理部門は、各種制度の周知や研修を通じ、職場優先の職場環境や固定的な性別役割分担意識の是正を図るなど、教職員の意識改革を進めていきます。

○ **管理職**

管理職は、職場研修などにより教職員の意識改革に努めるとともに、業務の効率化や業務体制の見直しを常に行い、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりに努めましょう。

○ **対象教職員**

男女がともに希望に応じて以後と子育て等を両立できることが重要であることから、全ての教職員が積極的に各種制度を利用しましょう。

○ **全教職員**

教職員は、本計画を実効性のあるものとするために、ワーク・ライフ・バランスの意識を高め、子育てや介護に関する理解を深めましょう。

また、対象教職員が制度を利用しやすい職場環境を全教職員で積極的に作っていきましょう。



## (2) 妊娠中及び出産後における教職員の健康を守るために



妊娠中及び出産後の女性教職員については、母性保護及び母性健康管理の観点から、各種制度の利用や業務の負担軽減等が必要な場合があります。

母親となる教職員だけでなく、上司や同僚がこのことをしっかりと認識し、必要な配慮を行うことが大切です。

### ○ 対象教職員

母親になることが分かった教職員は、できるだけ速やかに職場の管理職に申し出ましょう。

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するためにも、特別休暇、育児休業等の制度の利用や業務上必要な配慮をする必要があるため、速やかに（遅くとも出産予定日のおよそ5か月前までに）出生時休暇計画を作成し、上司に相談することが大切です。

### ○ 管理職

女性教職員から子の出生予定の報告を受けた管理職は、速やかに面談を実施し、つわり休暇などの休暇や出産後の深夜勤務及び時間外勤務の制限などの制度があることを説明するとともに、教職員の健康状態や業務状況等を把握した上で、応援体制を検討しましょう。また、教職員が作成した出生時休暇計画に基づいて、配慮事項や休暇計画について本人の意向を確認の上、適宜業務分担を見直して負担軽減を行うなど、必要な措置を講じましょう。

あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置についても周知しましょう。

### ○ 周囲の教職員

周囲の教職員は、対象教職員に可能な限り協力し、制度が利用しやすい職場づくりに努めましょう。

特に、妊娠中の教職員については、職場全体で適切な配慮を行いましょう。

## ★★★★県立学校における取組★★★★

### ○ 管理部門

妊娠が判明した女性寄宿舎指導員の宿直勤務について、本人の申し出がない限り免除し、必要に応じ代替職員を配置します。

### (3) 男性教職員の育児参画を促進するために

#### ア 育児休暇及び育児休業の取得に向けた職場づくり



男性教職員の育児休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）及び育児休業（以下「育児休業等」という。）の取得促進は、男性教職員自身の仕事と家庭生活の両立だけではなく、女性の活躍推進や少子化対策の観点からも非常に重要です。

特に、子の出生後間もない時期は、一般的に、女性に心身両面で大きな負担が掛かり、産後うつ発症リスクが高いと考えられており、この時期に男性が子育てに積極的に関わり、女性の負担を軽減することは、非常に重要です。また、子の出生後に男性がともに育児を行うことは、その後の積極的な育児への参画にもつながると言われていることから、男性教職員がためらいを感じることなく、育児休業等を取得できる職場環境を実現するとともに、周囲のサポートの有無にかかわらず、育児をともにするという意識を強く持つ必要があります。

なお、教職員へのアンケート調査で、男性教職員の97%以上が2週間以上の育児休業取得が適切であると回答があったことや、国の「こども未来戦略方針」で男性の育児休業取得率の目標（公務員）が2030年までに2週間以上85%と示されたことなどを踏まえ、一定期間の育児休業等を取得できるよう、教職員全体の意識改革を進めていくことが必要です。

#### 《配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得状況》(R5)

##### 【事務局・県立学校】

- ・取得率（1日でも取得した職員）：84.8%
- ・6日以上取得した職員：31.8%

#### 《男性教職員の育児休業取得率》(R5)

・取得率	【事務局】	【小中学校】	【県立学校】
	87.5%	15.7%	41.3%
	(8人中7人)	(140人中22人)	(63人中26人)
・2週間以上取得した教職員	【事務局】	【小中学校】	【県立学校】
	37.5%	14.3%	14.3%
	(8人中3人)	(140人中20人)	(63人中9人)

#### 《アンケート結果》(男性・40歳未満)

育児休業を取得しなかった理由（複数回答可・抜粋）	【小中学校】	【県立学校】
・自身の業務が繁忙であったため	…54.2%	…63.6%
・他の教職員による代替が難しい業務があったため	…43.8%	…50.0%
・職場内の他の教職員の業務が繁忙であったため	…42.3%	…27.3%
・収入が減少するため	…33.8%	…40.9%
・周囲の教職員が取得していなかったため	…28.9%	…20.5%

○ **管理部門**

子どもが生まれた全ての男性教職員に対して、育児に伴う1か月以上の休暇及び休業（2週間以上の育児休業を含む）の取得を強く推進するとともに、全教職員の更なる意識改革により、男性教職員が一定期間の育児休業等を取得しやすい職場づくりに努めます。

また、全階層を対象としたマネジメント研修の実施により、教職員一人ひとりの職場づくりへの参画意識の醸成等を図るほか、育児休業取得に関する組織目標の設定や取得状況の定期的な共有、育児休業を取得した男性教職員の体験談の紹介などを行うことで、男性教職員の育児休業等取得に対する教職員の更なる意識改革に努めます。

○ **管理職**

教職員へのアンケート調査では、男性教職員が育児休業を取得しなかった理由として、「自身の業務が繁忙であったこと」や「他の教職員による代替が難しい業務があったこと」が理由として挙げられていることから、管理職は、引き続き、職場研修やコミュニケーションアップ面談などの機会を活用して、男性教職員の育児休業等の取得に対する所属教職員の意識改革を進めるとともに、業務の効率化、業務マニュアルの整備、複数担当者での業務処理など、男性教職員がためらいを感じることなく、希望する期間の育児休業等を取得することができる職場づくりに努めましょう。

○ **対象教職員**

日ごろから、業務の効率化や職場内コミュニケーションを積極的に図るとともに、自身が主体的に家事・育児を行うよう心がけましょう。

○ **周囲の教職員**

父親となる教職員が出生時に育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、一人ひとりが自分ごととして所属内でのワークシェアリングに積極的に協力し、魅力ある職場づくりの実現に努めましょう。

また、当該教職員に対しては、積極的に声掛けを行うなど、気持ちよく復帰できる環境づくりに努めましょう。

**【計画の目標】**

- 子の出生時の父親の育児休暇の取得日数 合計6日以上
- 育児休業取得率 男性 2週間以上85%

## イ 男性教職員の育児休業等の取得に向けた取組内容



男性教職員の一定期間の育児休業等の取得促進には、子が出生した教職員自身の意識の向上はもとより、「男性の育児参画」が本人や家族のみならず、職場や社会全体にとっても非常に意義のある重要なものであることを管理職が十分理解し、業務分担の見直しや応援体制の構築など職場全体で取得を後押しするがあります。

令和4年には「職員の育児休業等に関する条例」が改正され、教職員に対する育児休業に関する制度等の周知や研修の実施等について規定されており、引き続き管理職等が積極的に取得促進に取り組むことが求められています。

### ○ 管理部門

子どもが生まれる教職員を対象に育児参画の重要性を意識付ける研修を実施するとともに、上司から教職員に対し、育児休業等の制度の説明と取得の勧めが十分に行われるよう、子の出生時の休暇計画の作成を徹底するほか、男性教職員が育児休業等を取得するために取組を実施した管理職や業務応援をした教職員等については、人事評価等に反映します。

《アンケート結果》（男性・40歳未満）

	【事務局】	【小中学校】	【県立学校】
（子の出生前に管理職等から）			
・子育てに関する各種制度について説明があった	…55.6%	…46.6%	…77.0%
・上司から休暇等の取得について勧められた	…55.6%	…30.0%	…68.9%
・「出生時休暇計画」を作成した	…50.0%	—	…77.0%

### ○ 管理職

男性教職員から子の出生予定の報告を受けた管理職は、速やかに教職員と面談し、子育てに関する各種制度の説明を行い、6日以上の子育て休業のほか、希望する一定期間の子育て休業の取得を指導するとともに、可能な限り子育て休業、年次有給休暇等と子育て休業とを併せて1か月以上取得するよう勧めましょう。

その際、計画的に休暇及び休業を取得できるよう、出生時休暇計画は、必ず対象教職員と上司が共同で作成するとともに、男性が子育て休業を取得することの意義等を十分に理解したうえで、管理職から教職員に対し、子育て休業の取得を促すようにしましょう。

また、「自身の業務繁忙」が各種制度を利用しない、あるいは子育て休業の取得期間が短い大きな理由となっていますので、対象教職員の業務分担の見直しや所属内の応援体制の構築を適切に実施し、計画どおりに休暇及び休業が取得できるよう努めましょう。

なお、計画どおりに休暇及び休業が取得できなかった場合には、必ず翌月以降に取得できるようにしましょう。

《アンケート結果》（男性）

子の出生時の休暇が5日以下にとどまった理由（複数回答可・40歳未満抜粋）

	【小中学校】	【県立学校】
・自身の業務が繁忙であったため	…60.7%	…75.0%
・他の職員による代替が難しい業務があったため	…46.6%	…53.1%
・職場何の他の教職員の業務が繁忙であったため	…41.3%	…34.4%
・周囲の職員が取得していなかったため	…23.3%	…12.5%
・こうした制度があることを知らなかったため	…22.8%	…49.4%
・自分以外に育児をする人がいるので必要性がなかったため	…17.0%	…3.1%

育児休業の適当な期間を2週間未満とした主な理由（自由回答・抜粋）

- ・業務多忙のため
- ・他の職員への業務負担が生じるため
- ・収入が減ってしまうため
- ・家族の協力が得られるため

○ **対象教職員**

子が生まれる予定の男性教職員は、速やかに（可能であれば5か月前までに、遅くとも出産予定日の3か月前までに）、職場の管理職に申し出た上で、育児参画の重要性を十分理解し、育児に関わることを最優先に、配偶者や職場の上司とよく話し合い、希望する一定期間の育児休業の取得を前提とした出生時休暇計画を管理職と共同で作成しましょう。また、子の出生前は、業務の引継ぎなどを適切に実施し、必ず計画どおりに育児休業等を取得し、配偶者と協力して育児に取り組みましょう。

育児休業は、分割して、また教職員の配偶者が専業主婦や育児休業中であっても取得可能であるため、それぞれのライフプランに合わせて取得しましょう。

なお、男性教職員が育児休暇や育児休業などの各種支援制度を活用して積極的に家事・育児を行うことは、共働きの家庭においては、配偶者が育児休業から円滑に職場復帰して、仕事と家庭生活を両立しながら、キャリア形成を果たす上で、非常に重要であり、配偶者と交代で育児休業を取得することも効果的です。

【計画の目標】（再掲）

- 子の出生時の父親の育児休暇の取得日数 合計6日以上
- 育児休業取得率 男性 2週間以上85%

#### (4) 育児休業・育児短時間勤務を活用しやすく職場復帰しやすい環境を整えるために



「職員の育児休業等に関する条例」の改正（令和4年）により育児休業を取得しやすい職場環境に関する措置等が規定されたことも踏まえ、引き続き、育児休業（部分休業を含む。）又は育児短時間勤務の取得を希望する教職員がこれらの制度を活用しやすい職場づくりを進めるとともに、育児休業をしている教職員が、不安に陥ることなく、円滑に仕事に復帰できるような取組が必要です

#### ア 仕事と子育て・介護の両立支援ガイドの周知・拡充

##### ○ 管理部門

管理部門では、庁内LAN（県立学校教職員はES-net内）に掲載している教職員向けガイドについて、特に問い合わせの多い育児休業及び育児短時間勤務に関する事項を盛り込むなど内容の充実を図り、各種制度の周知に努めます。

また、休業中の収入をシミュレーションできるツールを配布し、育児休業取得による経済的な不安の解消を図ります。

#### イ 代替教職員の確保

##### ★★★★事務局における取組★★★★

##### ○ 管理部門

管理部門は、職員が安心して育児休業を取得できるよう、代替職員の確保に努めます。

特に、育児休業（女性職員は産前・産後休暇を含む。）期間が、年度の半分以上となる場合は、可能な限り正規職員を代替配置するとともに、庁内応援制度の活用を推進するほか、その業務応援元を含めた会計年度任用職員の配置についても検討するなど、部局の枠を超えた応援体制を構築します。

また、職員が育児短時間勤務をする場合は、当該職員をサポートする職員の配置に努め、希望どおりの短時間勤務ができるようにします。

##### ○ 管理職

管理職は、職員が育児休業の取得や育児短時間勤務を希望する場合、当該職員の担当業務の見直しなど、応援体制の構築に努めましょう。

##### ★★★★県立学校及び市町立学校における取組★★★★

##### ○ 管理部門

県立学校の管理部門は、教職員が安心して育児休業を取得できるよう、可能な限り代替教職員の確保に努めます。また、体育代替教員について、積極的に活用します。

## ウ 育児休業からの円滑な復帰

### ○ 管理部門

育児休業中の教職員は、復帰後の働き方や休業中の大きな制度改正等、復帰に対する様々な不安を抱えています。

管理部門では、育児休業からの職場復帰に向けた様々な不安を軽減するため、育児休業者と定期的に面談を行います。また、円滑な職場復帰に向けて、6か月以上の長期の育児休業者には早期に職場の雰囲気慣れ仕事と子育ての両立を試行するため、短期の育児休業者には情報収集を主な目的として、実際の職場や自宅等で職場復帰訓練ができる「育休復帰プレ勤務」（短期の育児休業者はテレワークが原則）の周知に努めます。

さらに、希望する教職員を対象に、育児休業からのスムーズな復帰につなげることを目的とした研修（Web）を引き続き実施します。

### ○ 管理職 周囲の教職員

アンケート調査では、「休業中の大きな制度改正について説明してほしい」という声や、「復帰前に復帰後の働き方を相談したい」といった声も寄せられました。

教職員の職場復帰に対する不安を解消するよう、職場や業務の状況についてメールや庁内チャットツール等を活用して情報提供を行うとともに、休業中の教職員が職場に連絡しやすいような雰囲気づくりを心がけましょう。

また、所属長は、育児休業者の育児休業からの円滑な復帰を支援するため、コミュニケーションアップ面談などの機会を活用して、育児休業者と定期的に面談を行い、教職員の状況を把握するよう努めましょう。

その上で、教職員が復帰後に仕事と子育てを両立できるようにするため、業務分担などについてよく検討し、職場全体でサポートする体制を整備しましょう。

### ○ 対象教職員

育児休業中の教職員も、職場に電話したり、メール等を送ったり、県庁のホームページ（県立学校教職員は所属校のホームページ）を見たりしながら、可能な範囲で職場との接点を持つよう努めましょう。

また、職場の同僚や子育て中の友人などとの交流を図り、保育所等の子どもの預け先について情報収集の機会を持つこと等も円滑な職場復帰には重要です。

復帰時期が視野に入ってから、復帰後のタイムスケジュールに合わせた生活を送るなど、復帰に向けた準備を行いましょ。

#### 【計画の目標】

- |           |    |              |
|-----------|----|--------------|
| ○ 育児休業取得率 | 男性 | 2週間以上85%（再掲） |
|           | 女性 | 100%         |

## エ 子育てなんでも相談

### ○ 管理部門

管理部門は、育児休業等に関する相談体制を引き続き整備し職員に周知するほか、産業医や臨床心理士、保健師等で実施している「教職員こころと体の健康相談」において、教職員の不妊治療、育児、出産、介護等に関する相談へのアドバイスや精神的なケアを行います。



## (5) 女性教職員の活躍を推進するために



少子化による生産年齢人口の減少が進む中、女性の活躍推進は、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために必要不可欠な取組です。

女性活躍推進法においても、職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分発揮されることが一層重要となっており、その活躍を推進することにより、豊かで活力ある社会を実現するとされています。

全ての女性教職員が、仕事と家庭生活の両立を図りながら、能力を高め、その個性に応じて活躍できる職場づくりが必要です。

### ア 女性教職員の採用

#### ○ 管理部門

教職員の採用数については、職種によって女性割合が低いものも見受けられ、女性の採用者数の増加に向けて、より一層、女性の受験者の確保に取り組むことが重要です。

#### 《女性教職員の採用割合》(R5)

- ・全体：50.4%

#### 《職種別の採用割合》(R5)

	(男性)	(女性)
・教員	50.9%	49.1%
・学校事務	52.0%	48.0%
・養護教諭等	0.0%	100.0%
・実習助手等	66.7%	33.3%

このため、管理部門では、女性教職員がその意欲や能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むとともに、教職員採用における説明会等の開催やインターンシップの受入拡充等を通じて、引き続き職場の魅力をPRしていきます。

### イ 女性登用の推進

#### ○ 管理部門

女性登用を進めるためには、女性教職員が能力や個性に応じて、幅広い業務経験を積み、活躍できる環境を作っていくことが重要ですが、アンケート調査では、職責への不安や経験・能力不足、業務負担増といった理由から昇進をためらう声も寄せられました。

#### 《女性役付教職員（係長級以上）の割合》

23.8% (R6.4.1)

【事務局】 23.7%

【小中学校】 23.5% (うち校長 16.7%、教頭 20.5%)

【県立学校】 24.7% (うち校長 16.7%、教頭 17.9%)

※公立学校の校長は課長級に、教頭及び事務長は主幹級に、事務係長は係長級に分類

このため、管理部門では、女性教職員のライフステージも踏まえながら、若いうちから、様々な分野に幅広く女性教職員を配置し、計画的に経験させることで、意欲・能力のある女性教職員を育成し、管理職や幹部職員への登用や抜てきを積極的に進めていきます。

また、家庭生活における配慮が必要な女性教職員についても、各職場において可能な限り仕事と家庭生活の両立における負担の軽減が図られるよう配置することで、多様な職務を経験できるよう努めます。

さらに、各種昇任試験の受験対象者に対しては、積極的な受験についても、引き続き周知に努めます。

### 【計画の目標】

- 女性役付教職員（係長級以上）の割合 23%以上  
（うち、校長における女性の割合 20%、教頭における女性の割合 25%）

## ウ 女性教職員向け研修の充実

### ★★★★事務局における取組★★★★

#### ○ 管理部門

管理部門は、男女共通の研修に加え、若手女性職員を対象としたキャリアデザイン研修や女性役付職員を対象としたリーダー研修など、各役職段階に応じた研修を開催するとともに、全国規模の高度な研修へ女性職員を積極的に派遣するなど、女性職員がリーダーとして能力をより一層発揮できるよう、長期的な視点での人材育成に努めます。

### ★★★★県立学校及び市町立学校における取組★★★★

#### ○ 管理部門 市町管理部門 管理職

スクールリーダーやミドルリーダーなど学校の組織運営や職務管理に関する研修等へ、女性教職員が積極的に参加できるよう努めます。

## エ 女性教職員が活躍できる環境づくり

#### ○ 管理部門 市町管理部門

管理職研修等を通じて、全ての女性教職員が、より一層活躍するために必要な配慮等を行うよう、管理職の意識改革に努めます。

また、事務局及び県立学校には、仕事と家庭生活（育児や介護等）の両立や自己のキャリア形成に対する不安を持つ教職員の相談に乗り助言するアドバイザー（キャリアサポーター）を引き続き設置し、教職員の悩みや疑問を解消するよう努めます。

○ **管理職**

管理職は、女性教職員の個々の事情を十分考慮したうえで、より一層女性教職員が活躍できるような環境づくりを進めていきましょう。特に、子育て中の女性教職員は、限られた時間の中で仕事と子育て等の両立に努めていることを理解した上で、責任ある業務に従事させつつ、超過勤務の抑制に努めるなど適切な配慮を行いましょよう。



## (6) 多忙化の解消に向けて

★★★★事務局における取組（超過勤務を縮減・適正化するために）★★★★



超過勤務を縮減・適正化することは、子育て支援の観点だけでなく、ワーク・ライフ・バランスを図る上でも大変重要です。

本県教育委員会においては、「働き甲斐と働きやすさを両立した組織づくり」に向けて、管理職のマネジメント強化、フレックスタイムやテレワーク等の多様な働き方の推進、デジタル技術を駆使した事務の効率化などを通じた超過勤務時間の縮減・適正化に取り組んでいます。超過勤務の縮減等は、仕事と家庭生活の両立や健康管理はもとより、公務能率や人材の確保・定着の観点からも必要不可欠なものであることから、管理職を中心に、全教職員が一丸となって超過勤務の縮減・適正化に取り組む必要があります。

### ア タイムマネジメント意識の強化

#### ○ 管理部門

全階層を対象としたマネジメント研修の実施などにより組織マネジメント等を強化し、限られた時間の中で成果を追求する意識の醸成に取り組みます。職場研修、ノー残業デーの設定や定時退庁のアナウンスなどを通じ、超過勤務縮減・適正化の意識啓発を図るとともに、業務の効率化等により超過勤務の縮減等に努めている職員を適切に評価します。

また、過重労働防止等の観点から、職員の1日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、11時間以上の休息时间（インターバル）を確保する取組を実施します。

さらに、研修所においてタイムマネジメントに関する講座を実施し、マネジメントの手法やタイムロスをなくすための実践方法等を習得する機会を提供します。

#### ○ 管理職

管理職は、タイムマネジメントの重要性を認識し、所属職員の業務内容や事務量を把握した上で、特定の職員に事務が偏ることなく、また、所属職員の勤務終了後、翌日の勤務開始までのインターバルを11時間以上確保できるよう、業務分担の見直しを行うなど勤務時間管理を徹底し、公務能率を図る体制づくりを推進しましょう。

超過勤務を行う場合は、真に超過勤務が必要か、繰り延べや分担が出来ないか等を確認して、終了予定時間を含めた事前命令を徹底し、また、やむを得ず超過勤務を命ずる場合であっても、長時間の超過勤務が職員の健康に与える影響を考慮し、年間360時間の上限を厳守しましょう。

業務の性質上やむを得ず上限が720時間とされている部署についても360時間の上限内に収めるよう努力しましょう。

《超過勤務時間数》（R5）

【事務局】

・月平均：24.7時間

・月平均15時間以下の職員：30.7%

なお、週休日や休日に勤務させなければならない場合には、週休日の振替や勤務時間の割振り変更、代休の活用を原則とするとともに、早出遅出勤務を積極的に活用するなど、超過勤務の縮減・適正化と職員の負担軽減を図りましょう。

○ **全職員**

常に限られた時間で効率よく成果をあげることが意識しながら計画的に業務を執行し、定時退庁に努めましょう。



イ ノー残業デー等の実施

○ **管理部門**

水曜日のノー残業デーには、庁内放送により退庁を呼びかけるなど、継続的な意識啓発を行うことで、定時退庁の徹底を図ります。

また、特に重要かつ緊急を要する業務のない限り、日曜日は完全休養日とすることを徹底します。

○ **管理職**

管理職は、定時退庁が基本であることを常に意識し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。

特に、水曜日のノー残業デーにおける定時退庁を徹底するとともに、ノー残業デー以外の日であっても、職員の手本となるよう自ら率先して定時退庁しましょう。

なお、やむを得ず超過勤務を命じる場合には、事前命令を徹底するほか、必要に応じて管理職も応援するとともに、他の職員が退庁しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

また、育児短時間勤務や部分休業を活用している職員をはじめ、家庭生活における配慮が必要な職員がいる場合には、より柔軟に課内の協力体制を構築して、当該職員には、極力、超過勤務をさせないように努めるとともに、周囲の職員にも過度の負担を強いることがないように努めましょう。

○ **全職員**

職員は、勤務時間内に必要な業務を終えられるよう効率的に業務に取り組むとともに、周りの職員と声を掛け合って定時退庁を心がけましょう。

ウ 業務の効率化

○ **管理部門**

職員の負担が大きく全庁に及び総務関連事務の一層の効率化・最適化を図るため、サービス、給与、旅費等業務に係るシステムの更なる利用拡大や効率的な運用等を検討、実施するとともに、システム化していない業務について、効果的な集約の観点から

プロセスや手法の見直しを進め、総務系事務に係る時間削減、職員負担の軽減に努めます。

また、業務改革（BPR）の意義や効果、取組事例を分かりやすく職員に周知するとともに、どのようにしてBPRに取り組んでいくかをより実践的に学ぶ研修会を開催するほか、各種デジタルツール（AIやノーコードシステム等）の操作研修の実施や、業務改革及びデジタルツール活用に係る相談対応を行うヘルプデスクを設置し、各所属での業務改革やデジタルツールの導入を支援します。

○ **管理職**

管理職は、業務の見える化を行った上で、積極的に業務量の軽減につながる指示を行うとともに、新たな業務の導入に当たっては必ず既存業務の廃止や簡素化も検討するほか、資料の思い切った削減、必要性の低い会議の廃止や時間短縮、管理職の一斉協議等による意思決定のスピード化など、業務の効率化を常に考え、デジタル技術も駆使しながら部下職員の業務量の削減に努めましょう。

○ **全職員**

職員は、一人ひとりが仕事の進め方に対する意識を改革し、業務の効率的な遂行を心がけ、デジタル技術も駆使しながら資料作成等に費やす労力を極力少なくするなど事務の改善・合理化に努めましょう。

会議についても、必要性を見直し、Web会議や庁内LANの回覧板等を活用するとともに、会議を行う場合には、資料の事前配付などにより短時間で効率よく実施できるよう心がけましょう。

また、庁内LANの回覧板等を活用した調査・照会の際には、照会先を厳選するとともに、余裕をもった回答期限の設定や照会資料をPDF化し一本にまとめるなど、照会先の負担を軽減しましょう。

## エ 県庁DX推進

○ **管理部門**

AIやノーコードシステム等、最新のデジタル技術やRPAを駆使していくため、これらの技術等の導入を継続的に進めます。

また、多様で柔軟な働き方を通じて、職員が能力を最大限発揮できる職場環境を整備するため、引き続き、テレワークの利用拡大やグループウェアの活用深化を図るほか、庁内のスマートオフィス化やモバイルワークを推進します。

○ **管理職**

所管業務の中でAIやノーコードシステム等、最新のデジタル技術やRPAの導入効果が高い業務を洗い出し、導入を推進することで更なる事務処理効率化の推進を図りましょう。



また、新たな業務の導入に当たっては、デジタルツール等の導入の可否を必ず検討し、効率的に業務を実施するなど職員負担の視点でチェックに努めましょう。

★★★★県立学校における取組（多忙化を解消するために）★★★★

才 多忙化解消に向けた取組

多忙化の解消は、子育て中の教職員はもちろん、全教職員にとって大変重要なことであり、子育て支援の観点だけでなく、仕事と生活の調和や健康管理の観点からも一層の推進を図ります。

○ **管理部門**

管理部門は、常に教職員の意識改革を図り、業務の整理合理化に努めます。また、業務量の動向に対応した弾力的な教職員配置に努めます。

○ **管理職**

各学校において、管理職は、効率化と多忙化解消の観点に立って、学校行事や会議、業務（特に校務分掌）を見直すとともに、計画的な学校経営に努めます。

《超過勤務時間数》（R5）

【県立学校】 月平均：7.4 時間

《時間外勤務時間数》（R5）

【県立学校】 月平均：47.2 時間

特に新たな行事等を行う場合は、既存の事業を見直し、多忙化に結びつかないよう、十分に検討したうえで実施するようにしていきます。また、担任・副担任の連携や部活動の顧問の複数制など教職員間の業務分担のバランスを考慮した適切な学校運営に努めます。

○ **管理部門** **管理職**

管理部門及び管理職は、教員の時間外勤務を命じることのできる業務（限定4項目）について、引き続き周知徹底を図ります。

○ **管理職** **全教職員**

管理職及び教職員は、事務作業の簡素・効率化を図るため、会議資料等の簡素化を進めるとともに、校内LANや校務支援システム等の活用による迅速な情報共有に努めるほか、外部機関等との効果的な連携などにより、業務の見直しを図ります。

【計画の目標】

○ 超過勤務時間数 月平均 15 時間以下（教育職員以外）

○ 時間外在校等時間数 月平均 30 時間以下（教育職員）

## (7) 休暇の取得促進のために



家庭生活の充実や心身のリフレッシュは、教職員のメンタルヘルス対策はもとより、日頃のパフォーマンスや業務に対するモチベーションを高めるためにも大変重要であることから、教職員の休暇に対する意識改革を図るとともに、休暇を取得しやすい職場環境をつくり、全教職員が休暇取得の促進に一層取り組むことが必要です。

### ア 休暇の計画的な取得

#### ○ **管理部門**

管理部門は、教職員が子どもの学校行事（入学式や卒業式等は「子の看護等休暇」でも取得可能）やPTA活動等に参加する場合、家族の誕生日、記念日等に気軽に年次有給休暇を利用できるよう、年次有給休暇の取得を積極的に促進します。

また、連続休暇の取得を促進するため、休暇取得推進期間（事務局：春季、GW、夏季、秋季、年末年始 県立学校：児童・生徒の長期休業期間）や学校閉庁日を設定し、積極的な働きかけを行います。

なお、アンケート調査の結果も踏まえ、年次休暇取得日数が15日以上となるよう、引き続き取得促進に努めます。

《年次有給休暇取得日数》（R5）

【事務局】 9.6日

【県立学校（教員）】 12.6日

【県立学校（事務他）】 11.3日

《アンケート結果》 年次有給休暇の取得について、ためらいを感じますか。

【事務局】 (男性) (女性) 【県立学校】 (男性) (女性)

・感じる … 38.2% 36.1% ・感じる … 42.1% 56.5%

・感じない … 61.8% 63.9% ・感じない … 57.9% 43.5%

#### ○ **管理職**

管理職は、教職員の子育てや家族と触れあう時間の確保が容易となるよう、子どもの学校行事やPTA活動への参加を促し、自らも計画的かつ効率的に業務を推進し、積極的に家族の誕生日や記念日等に休暇を取得することで範を示しましょう。

また、祝日や週休日と組み合わせた連続休暇取得を管理職が積極的に働きかけ、定期的に、教職員の休暇計画を確認、共有するとともに、取得実績の確認を行い、計画どおり年次有給休暇が取得できていない教職員がいる場合は、別の日に取得できるよう措置を講じるなど、職場全体での計画的な休暇の取得を励行しましょう。

なお、労働基準法に準じて、年5日以上年次有給休暇の取得を促進していることを踏まえ、日頃から年次有給休暇を取得するよう働きかけを行い、年5日以上年次有給休暇を必ず取得させましょう。

○ **全教職員**

教職員は、年間 15 日以上 of 年次有給休暇の取得を意識した休暇を計画し、当該休暇計画に基づき、計画的かつ効率的な業務処理に努め、積極的に休暇を取得するとともに、他の教職員も計画的に休めるよう協力・配慮しましょう。

イ 休暇取得に向けた意識改革

○ **管理職**

管理職は、自ら率先して休暇を取得するなど、教職員が年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、「休暇を取ることが悪いこと」であるかのような意識を改めるなど休暇取得に向けた意識改革に努めましょう。

また、年次有給休暇は、取得理由を問わない休暇であることを徹底し、時間単位の休暇など教職員の状況に応じた弾力的な休暇取得を促進しましょう。

管理職自らも、休日と合わせたまとめ取りや、子どもの休みに合わせた休暇の取得、長期連続休暇を率先して取得するなど、休暇を取得しやすい職場づくりに努めましょう。

○ **全教職員**

教職員は、普段から自らの働き方を見直し、コスト意識を持ちながら、計画的かつ効率的に事務処理を進めることにより、休暇を取得しやすい環境づくりに努めましょう。

《アンケート結果》

年次有給休暇の取得にためらいを感じる理由（複数回答可・抜粋）

<u>【事務局】</u>	(男性)	(女性)
・職場内の他の職員の業務が繁忙であるため	… 65.5%	63.6%
・休むと他の職員の負担となるため	… 60.3%	50.0%
・自身の業務が繁忙であるため	… 58.6%	63.6%
・職場に休暇を取得しづらい雰囲気がある	… 15.5%	13.6%

  

<u>【県立学校】</u>	(男性)	(女性)
・休むと他の教職員の負担となるため	… 77.9%	72.7%
・職場内の他の教職員の業務が忙しいため	… 58.5%	55.0%
・自身の業務が忙しいため	… 57.0%	55.3%
・職場に休暇を取得しづらい雰囲気がある	… 17.0%	13.7%

【計画の目標】

○ 年次有給休暇の取得日数 15日

## ウ 子どもが病気の際の休暇の取得促進

### ○ 管理職

管理職は、子どもの突発的な病気の際に、気兼ねなく子の看護等休暇（5日（子が2人以上の場合は10日）以内）など休暇を取得できる職場環境を整えましょう。

### ○ 対象教職員

子育て中の教職員は、日頃から周囲の教職員とのコミュニケーションを図り、担当業務の見える化・共有・マニュアル整備など、急な休暇でも業務に支障が生じない手立てを講じておきましょう。

### ○ 周囲の教職員

周囲の教職員は、教科や校務分掌等も踏まえ、学年団等の全体で仕事をカバーするようにしましょう。



## (8) 不妊治療を受けやすい環境を整えるために



厚生労働省の調査によると約 4.4 組に 1 組の夫婦が不妊の検査や治療を受けたことがあると回答する一方で、「不妊治療を行っていること自体を職場や同僚に知られたくない」等の考えにより職場で共有していない方々も多く、不妊治療を受けやすい環境を整えるためには、教職員が安心して職場に相談できるよう、治療に対する職員の理解の促進と各職場におけるプライバシー保護に留意した業務上の配慮が必要となります。

本県教育委員会においては、不妊治療等に係る通院等のための休暇制度（出生サポート休暇制度）を整備していますが、不妊治療を行う教職員が安心して職場に相談し当該休暇制度等を利用できるよう、管理職によるプライバシーに配慮した支援（希望する人事上の配慮の確認や必要に応じた業務分担の見直しなど）の推進や全教職員の不妊治療に対する理解の促進を図るなど、仕事と不妊治療を両立できる職場づくりを進めていくことが求められています。

### ○ **管理部門**

教職員が働きながら不妊治療を受けやすい職場環境をつくるため、教職員に対する意識啓発のための研修等を行うほか、出生サポート休暇制度の周知に努めます。

### ○ **管理職**

管理職は、教職員のプライバシーに配慮した上で、業務分担の見直しや所属内の応援体制の構築を行うなど、出生サポート休暇を利用しながら不妊治療を受けられる職場づくりに努めましょう。

### ○ **対象教職員**

対象教職員は、仕事との両立を図るうえで必要な範囲の不妊治療の状況や人事上の配慮を求めたい事項等について積極的に管理職に相談しましょう。

## (9) 人事異動にかかる配慮

### ○ 管理部門 管理職

管理部門や管理職は、教職員の自己申告書又は異動希望調書、ヒアリング等をもとに、子どもや家族の状況に配慮した人事異動を行います。また、できる限り長距離通勤とならないような人事配置に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場への取組を適切に評価します。

### ○ 対象教職員

対象教職員は、子育ての状況や人事上の配慮を求めたい事項等について積極的に管理職に相談しましょう。

## (10) 勤務時間等に関する子育て支援制度

### ○ 管理部門

多様で柔軟な働き方を通じて、教職員が能力を最大限発揮できる職場環境を提供するため、引き続き、早出遅出勤務や、テレワーク等の利用を促進します。

また、子育てとの両立支援等のため、フレックスタイム制度を活用した週休3日制が利用できる職員の対象拡大や子の看護休暇の取得事由の拡大、正規の時間外勤務の制限（時間外勤務の免除）の年齢要件の変更など、更なる制度活用の推進に取り組みます。

### ○ 管理職

管理職は、各種制度を教職員に周知するとともに、希望者が制度を利用しやすい環境づくりに努めましょう。

### ○ 全教職員

教職員は、業務内容や自身の状況に応じて各種制度を積極的に活用するとともに、テレワークによる業務が効率的に実施できるよう日頃から電子データの適切な管理やペーパーレス化に積極的に取り組みましょう。

★★★★県立学校における取組（勤務時間等に関する支援制度）★★★★

## ウ 時差出勤及びテレワークの活用

### ○ 管理部門

働き方改革を推進し、業務の円滑化と教職員のワーク・ライフ・バランスを向上させるため、時差出勤制度、長期休業中等におけるテレワークの利用促進に努めます。

○ **管理職**

管理職は、時差出勤やテレワーク制度の詳細について教職員へ周知しましょう。また、育児・介護等で時差出勤を行う教職員に対し、業務内容の適切な割り振り等を行うとともに、テレワークが可能な業務内容について各校で予め整理しておくなど、希望者が制度を利用しやすい環境づくりに努めましょう。

○ **全教職員**

勤務時間等について配慮を要する事項がある場合は、できる限り早めに管理職に相談しましょう。また、生徒と関わる機会が減少する長期休業期間等におけるテレワークの積極的な活用に努めましょう。

## (1 1) その他

### ア 子育てバリアフリーについて

○ **管理部門**

管理部門は、施設利用者等の実情を勘案し、改築等の機会に併せ授乳室やベビーベッドの設置、拡充に努めます。

○ **管理職**

管理職は、子どもを連れて人が気兼ねなく来庁（来校）できるよう、教職員に親切、丁寧な対応をするよう指導し、ソフト面でのバリアフリーを進めましょう。

○ **全教職員**

全教職員は、日頃から親切、丁寧な対応等に心がけましょう。

### イ 地域貢献活動の参加について

○ **管理部門** **管理職**

管理部門及び管理職は、教職員が子どもの健全育成や子育て支援などの地域活動等に参加しやすい環境を整備しましょう。

○ **全教職員**

スポーツや文化活動など子育て活動に役立つ知識や特技等を持っている教職員や、地域の子育て活動に意欲のある教職員は、機会を捉えてこれらの地域活動に積極的に参加しましょう。

